（別紙２）

新型コロナウイルス感染症に伴う志木市国民健康保険傷病見舞金支給に係る令和２年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の概要

１．制度の概要

志木市国民健康保険に加入されている方のうち、自営業者などの事業収入の方で新型コロナウイルス感染症に感染し、事業活動の休業または縮小等をした方へ傷病見舞金として支給するものです。

２．対象者

以下の要件全てに該当する方

・志木市国民健康保険に加入している方
・新型コロナウイルス感染症に感染し、就労することができなかった期間がある方
・自営業者など収入が事業収入（営業収入、農業収入、不動産収入、山林収入）である方
・傷病手当金の対象とならない方

３．支給額

一人２０万円

４．根拠例規

条例改正は行わず、志木市国民健康保険傷病見舞金支給要綱を制定します。

５　補正予算の内容

①令和２年度志木市一般会計補正予算（第２号）

◆　志木市国民健康保険特別会計への繰出金（その他繰出し金）を３００万円計上

【歳出科目】３款４項２目　国民健康保険事業費　事業２　国民健康保険繰出金
２７節　繰出金　細節　特別会計繰出金

②令和２年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

◆　歳入、歳出ともに３００万円を計上

【歳入科目】６款１項１目　一般会計繰入金　６節　その他一般会計繰入金　細節１
その他財政支援
【歳出科目】１款１項１目　一般管理費　１８節　負担金補助及び交付金　細節３
交付金　細々節２　傷病見舞金

積算根拠

新型コロナウイルスに感染した国民健康保険被保険者で事業収入である方が１５人いた場合に速やかに支給できるよう積算しました。